

住民監査請求の手引き

1 住民監査請求とは何ですか？

住民監査請求は、住民の方が、地方公共団体の執行機関（長、委員会、委員）や職員に違法又は不当な財務会計行為があると認めるとき、監査委員に監査を求め、必要な措置を講じるよう請求するものです。（地方自治法第 242 条）

監査は原則として監査委員が行いますが、請求人が特に必要と認めるときは、監査委員による監査に代えて個別外部監査（弁護士、公認会計士等の有資格者から選ばれた個別外部監査人が知事との契約により行う監査）を行うよう求めることができます。（地方自治法第 252 条の 43）

2 どのような場合に監査請求できますか？

県の執行機関や職員に違法・不当な財務会計行為（次のうちのどれか）がある場合に、県の監査委員に監査請求できます。これ以外の行為については監査請求できません。

- (1) 違法・不当な公金の支出
- (2) 違法・不当な財産の取得、管理、処分
- (3) 違法・不当な契約の締結、履行
- (4) 違法・不当な債務その他の義務の負担
- (5) (1)～(4)の行為が相当な確実さで予測される場合
- (6) 違法・不当に公金の賦課、徴収を怠る事実
- (7) 違法・不当に財産の管理を怠る事実

3 誰でも監査請求できますか？

県の執行機関や職員の行為について監査請求できるのは、県内に住所のある方です。（監査請求があったときは、住所を確認します。このため、住民登録等を調査する場合があります。）

4 いつでも監査請求できますか？

監査請求には、請求できる期限があります。

2の(1)～(4)の行為については、行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、原則として監査請求できません。

5 監査請求するときは、どうしたらいいですか？

(1) 住民監査請求書（島根県職員措置請求書様式1（Word 様式）：様式1 記入例（pdf 83KB））を作成して監査委員に提出してください。

(2) 住民監査請求書（以下「請求書」という。）には、請求の要旨を簡潔に書いてください。

また、請求の要旨には、次のことがらを具体的に書いてください。

- ・誰が（県の執行機関又は職員）
- ・いつ、どのような財務会計行為を行っているのか
- ・その行為は、どのような理由で違法、不当なのか
- ・その結果、どのような損害が島根県に生じているのか
- ・どのような措置を請求するのか

(3) 請求書には、事実証明書（監査請求する違法・不当な財務会計行為について事実を証する書面）を添付してください。

6 個別外部監査を求めるときは、どうしたらいいですか？

(1) 住民監査請求書（島根県職員措置請求書様式2（Word 様式）：様式2 記入例（pdf 87KB））を作成して監査委員に提出してください。

(2) 住民監査請求書（以下「請求書」という。）には、監査委員による監査に代えて「個別外部監査契約に基づく監査」（個別外部監査）を求める理由を簡潔に書いてください。

(3) 請求の要旨の書き方、事実証明書の添付については、5と同じです。

7 監査請求したら、その後はどうなりますか？

(1) 請求書の提出があったときは、その請求が住民監査請求として必要な要件を備えているかどうか要件審査を行い、受理（監査を行う。）又は却下（監査を行わない。）を決定して請求人に通知します。

監査請求を受理したときに、その請求が個別外部監査を求めるものである場合は、監査委員が協議して個別外部監査を行うかどうか決定します。（個別外部監査を行わないと決定したときは、監査委員による監査を行います。）

(2) 監査請求を受理したときは、請求人から監査委員（個別外部監査を行う場合は個別外部監査人）に請求の要旨の補足説明をしてもらうため、証拠の提出及び陳述の機会を設けます。

陳述は原則として公開の場で行いますが、必要と認めた場合は非公開とすることがあります。

(3) 監査は、監査委員による監査の場合は請求があった日から60日以内、個別外部監査の場合は請求があった日から90日以内に行います。

どちらの場合も、監査結果は監査委員から請求人に通知します。

住民監査請求の手続きの流れ図（pdf 49kb） をご参照ください。

8 請求書はどこに提出したらいいですか？

住民監査請求の窓口（請求書の提出先）

島根県監査委員事務局監査第一課

（所在地）〒690-8501

松江市殿町8番地

（県庁南庁舎3階）

（電話） 0852-22-5441

（FAX） 0852-22-6212